

○埼玉県警察安全運転相談等事務処理要領

令和4年5月12日

試第 559 号

埼玉県警察本部長

埼玉県警察安全運転相談等事務処理要領の制定について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行に伴い、交通安全相談等の適正な事務処理に資するため、別添のとおり埼玉県警察安全運転相談等事務処理要領を制定し、令和4年5月13日から実施することとしたから、事務取扱上誤りのないようにされたい。

なお、埼玉県警察運転適性相談室設置運営要綱の制定について（昭和63年埼例規第53号・試）は、令和4年5月12日限り、廃止する。

別添

埼玉県警察安全運転相談等事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、病気、身体の障害等を有する者の運転免許の取得又は高齢者その他の者で運転免許を保有する者の運転継続、運転免許証の返納等に係る安全運転相談及び一定の病気又は身体の障害（以下「一定の病気等」という。）に関する適性検査に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ定めるところによる。

- (1) 安全運転相談 病気、身体の障害等を有する者の運転免許の取得、高齢運転者その他の者で運転免許を有する者の運転の継続、運転免許証の返納等に関する相談をいう。
- (2) 一定の病気 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第1項第1号から第2号まで並びに法第103条第1項第1号、第1号の2及び第3号に該当する病気をいう。
- (3) 適性検査 自動車等の運転について必要な適性に関する検査をいう。
- (4) 専門医 対象となる一定の病気等に関する専門医をいい、その基準については、一定の病気等ごとの専門医の基準（別表1）のとおりとする。
- (5) 主治医 対象となる一定の病気等に関して継続的に診察している専門医をいい、その基準については、一定の病気等ごとの主治医の基準（別表2）のとおりとする。
- (6) 臨時適性検査 法第102条第1項から第5項まで及び法第107条の4第1項に定める検査をいう。
- (7) 公安委員会指定医 埼玉県公安委員会指定医師の指定に関する規程（平成6年埼玉県公安委員会規程第2号）の規定により指定された医師をいう。

第2 安全運転相談室

1 安全運転相談室の設置

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許試験課に安全運転相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

2 相談室の業務

相談室においては、安全運転相談及び適性検査に係る事務を行うものとする。

3 相談室の体制

相談室には、所要の検査機器並びに医療・介護・福祉に関する知識及び加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転指導等に知見を有する職員を配置するものとする。

第3 安全運転相談

1 対象者

運転免許を取得しようとする者及び運転免許を保有する者又はその家族等の関係者であつて、相談を希望する者とする。

2 安全運転相談に対する措置

- (1) 一定の病気等に係る運転免許取得の可否及び身体の障害の程度に応じて付する条件等に関する情報の提供
- (2) 安全運転の継続に必要な措置についての助言及び指導
- (3) 申請による運転免許の取消し制度等の教示
- (4) その他必要な措置

3 安全運転相談の記録等

安全運転相談を実施したときは、次により書類を作成し、又は交付するものとする。

- (1) 相談を受理したときは、安全運転相談記録簿（別記様式第1号）に相談状況を記録する。
- (2) 一定の病気（認知症に係るものを除く。）及び身体の障害の相談にあつては安全運転相談受理票（別記様式第2号）、認知症に係る相談にあつては安全運転相談受理票（認知症関係）（別記様式第3号）を作成する。
- (3) 交通部運転免許本部運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）は、安全運転相談の結果、自動車等の安全な運転に支障がないと認めた者に対しては、安全運転相談終了書（別記様式第4号）を交付することができる。

第4 身体に関する適性検査

1 対象者

対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 運転免許を取得しようとする者又は運転免許を保有する者のうち、身体に関する運転適性について安全運転相談があつた者

(2) 法第101条第5項、法第101条の2第3項並びに法第101条の2の2第2項及び第5項に規定する適性検査を受けた者のうち、運転に必要な運動能力があるか否かについて判定が困難で、再検査を必要とする者

(3) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の7に規定する適性検査の該当者

2 検査結果の処理

適性検査を実施した場合は、その結果に応じ次のとおり処理するものとする。この場合において、障害の状態と免許の範囲及び条件内容については、試験課長が別に示すものとする。

なお、試験課長は、対象者の運転免許の可否等を判断できない場合は、専門医又は主治医による診断書の提出を求めるものとする。

(1) 適性検査の結果、法第103条第1項第2号の規定に該当する者を発見したときは、運転免許関係事務処理要領（平成元年埼例規第38号・免・教育・試）第25の規定により行政処分の上申等を行う。

(2) 試験課長は、新たに免許条件を付す必要があると認めたときは、交通部運転免許本部運転免許課長（以下「免許課長」という。）に対し、運転適性検査の実施結果通報・回答書（別記様式第5号）により、通報・回答する。

(3) 前記(2)の通報・回答を受けた免許課長は、運転者管理システムにより、必要事項を登録する。

(4) 試験課長は、運転免許試験を受けようとする者の身体の障害に関する安全運転相談又は適性検査が終了したときは、運転適性相談票（別記様式第6号）を作成し、対象者に交付する。

3 補聴器条件を付された者等に対する臨時適性検査等

試験課長は、補聴器を使用すべきこととする条件を運転免許に付された者等に対し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第23条第1項の表聴力の項第2号に係る臨時適性検査及び安全教育を行うものとする。この場合において、当該適性検査の内容は、試験課長が別に示すものとする。

第5 一定の病気に関する適性検査

1 対象者

一定の病気の疑いのある者又は一定の病気であることが判明した者とする。

2 診断書の提出

試験課長は、対象者に対し、当該病気に係る専門医又は主治医による診断書の提出を求めることができる。この場合において、当該診断書は、病気の種別ごとに府令第29条の3第3項に規定する要件が記載されたものとする。

3 検査要領

試験課長は、提出された診断書を基に、一定の病気に係る運転免許の可否等を判断するものとする。この場合において、可否等の判断基準は、試験課長が別に示すものとする。

4 検査結果の処理

適性検査の結果、一定の病気に該当する者を発見したときは、運転免許関係事務処理要領第25の規定により行政処分の上申等を行うものとする。

第6 公安委員会指定医による臨時適性検査

1 対象者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第102条第1項から第5項まで又は法第107条の4第1項に規定する臨時適性検査の該当者のうち、当該病気等に係る運転免許の可否等の判断ができる診断書の提出が見込めないと試験課長が認める者
- (2) 法第104条の2の3第1項に規定する運転免許の効力停止により、適性検査を必要とする者

2 公安委員会指定医への嘱託等

試験課長は、公安委員会指定医による臨時適性検査の必要があると認めるときは、埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）第25条の規定により対象者に通知するとともに、公安委員会指定医のうち対象者の病気等に係る専門医を指定して、運転適性検査診断嘱託書（別記様式第7号）により嘱託するものとする。

3 適性検査診断結果書の提出依頼

試験課長は、診断の結果について、前記2により嘱託した公安委員会指定医に対し、適性検査診断結果書（別記様式第8号）の提出を求めるものとする。

4 検査結果の処理

検査の結果、法第90条第1項第1号から第2号まで若しくは法第103条第1項第1号か

ら第3号までの規定に該当する者を発見したときは、運転免許関係事務処理要領第25の規定により行政処分の上申等を行う。

第7 適性検査受検命令

1 対象者

法第90条第8項及び法第103条第6項の該当者のうち、当該病気等に係る運転免許の可否等の判断ができる診断書の提出が見込めないと試験課長が認める者とする。

2 公安委員会指定医への嘱託等

試験課長は、適性検査受検命令の必要があると認めるときは、施行細則第25条の2に基づき対象者に命ずるとともに、公安委員会指定医のうち当該対象者の病気等に係る専門医を指定して、運転適性検査診断嘱託書により嘱託するものとする。

3 適性検査診断結果書の提出依頼

試験課長は、診断の結果について、前記2により嘱託した公安委員会指定医に対し、適性検査診断結果書の提出を求めるものとする。

4 検査結果の処理

検査の結果、法第90条第1項第1号から第2号まで若しくは法第103条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者を発見したとき又はやむを得ない理由がないにもかかわらず命令に違反したときは、運転免許関係事務処理要領第25の規定により手続を行うものとする。

第8 診断書提出命令

1 対象者

法第90条第8項、法102条第1項から第4項まで及び法第103条第6項の該当者のうち、当該病気等に関する診断書の提出を命ずる必要があると試験課長が認める者とする。

2 検査結果の処理

検査の結果、法第90条第1項第1号から第2号まで若しくは法第103条第1項第1号から第3号までの規定に該当する者を発見したとき又はやむを得ない理由がないにもかかわらず命令に違反したときは、運転免許関係事務処理要領第25の規定により行政処分の上申等を行うものとする。

第9 運転適性検査該当者発見報告

1 報告

交通部交通機動隊長、同部高速道路交通警察隊長、免許課長、同部運転免許本部運転管理課長及び試験課長並びに警察署長（以下「署長等」という。）は、一定の病気等によって自動車等の運転に必要な適性を備えていないおそれがあると認められる者を発見したときは、次により試験課長を経て警察本部長に速やかに報告するものとする。

- (1) 既に安全運転相談が実施されている者以外の者であることを確認したときは、運転適性検査該当者発見報告書（別記様式第9号。以下「該当者発見報告書」という。）を作成すること。
- (2) 当該報告をしようとする者が、身体に関する適性検査を必要とする者であるときは、四肢等の障害状況調査書（別記様式第10号）及び運転適性検査承諾書（別記様式第11号）を、一定の病気に関する適性検査を必要とする者であるときは、運転適性検査承諾書及び同検査の対象者と疑うに足りる疎明資料を、該当者発見報告書に添付すること。この場合において、運転適性検査承諾書が添付できない特段の事由がある場合は、その理由を該当者発見報告書に記載すること。
- (3) 免許保有者の交通事故等の状況から一定の病気等との関連性について調査する必要があると認め、法第101条の5の規定により当該免許保有者から報告書（府令別記様式第18の5）を徴収した場合は、当該報告書とともに該当者発見報告書を試験課長宛て送付すること。

2 試験課長の措置

試験課長は、該当者発見報告書を受領したときは、速やかに該当者又は家族等の関係者に連絡し、一定の病気等に係る症状等について聴取するとともに、該当者に一定の病気等の疑いがあると認められた場合又は疑いの有無が不明な場合は、臨時適性検査を実施すること。

なお、試験課長は、前記1(3)の規定による報告書の様式の受け取りを拒否した適性検査該当者に対し、臨時適性検査を行うことができる。

3 県外移送

試験課長は、運転適性検査該当者の居住地が埼玉県以外であることが判明したときは、居住地を管轄する都道府県警察に臨時適性検査検討対象者通報書（別記様式第12号）により通報するものとする。

第10 医師の届出

1 受理

署長等は、法第101条の6に基づく医師の届出があった場合は、当該医師の本人確認を行った上で、当該医師に届出書（別記様式第13号）の作成を求めるものとする。ただし、当該医師が届出書の作成に応じないときは、署長等は、届出受理書（別記様式第14号）を作成すること。

2 受理後の措置

署長等は、届出書又は届出受理書を試験課長に送付し、送付を受けた試験課長は、運転免許事務処理要領第25の規定に基づき行政処分の上申等を行うものとする。

3 県外移送

試験課長は、当該届出に係る免許保有者の居住地が埼玉県以外であることが判明したときは、居住地を管轄する都道府県公安委員会に届出移送通知書（別記様式第15号）により移送すること。

4 確認要求

医師から届出に係る対象者の免許保有状況の確認要求を受けた場合は、次により処理するものとする。

- (1) 免許課長は、医師の本人確認を行った上で、確認要求書（別記様式第16号）により受理すること。ただし、医師が確認要求書の作成に応じないときは、当該確認要求に基づき、確認要求受理書（別記様式第17号）を作成すること。
- (2) 免許課長は、当該確認要求に係る免許保有状況を調査し、回答書（別記様式第18号）により医師に回答すること。

第11 性格的運転適性検査

1 対象者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 運転免許を保有する者のうち、運転に影響を及ぼす性格等に関する特性を抽出する心理検査（以下この第11において「性格的運転適性検査」という。）を申請する者
- (2) 教習所に入所中の者のうち、性格的運転適性検査を申請する者
- (3) 運転免許を保有する者で、その雇用者又は安全運転管理者が性格的運転適性検査を申請する者
- (4) 警察職員のうち、運転免許を保有する者又は取得しようとする者で、性格的運転適性

検査を申請する者

2 申請

署長等は、前記1に掲げる対象者を認知したときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める申請書を提出させ、速やかに試験課長に送付するものとする。

- (1) 前記1(1)に掲げる者 運転適性検査申請書(個人用)(別記様式第19号)
- (2) 前記1(2)に掲げる者 運転適性検査申請書(教習所精密検査用)(別記様式第20号)
- (3) 前記1(3)に掲げる者 運転適性検査申請書(事業所用)(別記様式第21号)
- (4) 前記1(4)に掲げる者 運転適性検査申請書(部内用)(別記様式第22号)

3 検査の実施

試験課長は、申請を受理したときは、次に掲げる区分ごとにそれぞれ定めるところにより、適性検査を実施するものとする。この場合において、実施する検査は、いずれも性格的適性検査(73型)とする。

- (1) 前記1(1)、(2)及び(4)に該当する申請者に対する検査は、試験課長が指定する日時及び場所において実施する。
- (2) 前記1(3)に該当する申請に係る受検者に対する検査は、試験課長と申請者が協議の上決定した日時及び場所において実施する。

4 通知

試験課長は、前記1(1)及び(2)に掲げる者に対する検査結果にあつては運転適性診断票(73型)(別記様式第23号)により、前記1(3)及び(4)に掲げる者に対する検査結果にあつては運転適性診断票及び運転適性検査実施結果通知書(別記様式第24号)によりそれぞれ通知するものとする。

5 検査結果の利用

警察職員に対する性格的適性検査の結果は、各所属長が、運転適性診断票(73型)出力依頼書(別記様式第25号)により試験課長に出力を依頼し、これを被検者本人に対する安全運転指導に利用することができる。

6 運転適性検査・指導者の養成

試験課長は、交通部長が別に定めるところにより、性格的運転適性検査(警察庁方式運転適性検査K-1、K-2)を行う運転適性検査・指導者を養成するための、検査及び教養

を行うものとする。

実施日

この通達は、令和4年5月13日から実施する。

【様式別表省略】